

## アーレントの「権力／暴力」対称論の再考 ——W・ベンヤミンの暴力批判論を手引きとして——

間庭 大祐（立命館大学大学院・博士課程）

自己目的化した暴力支配、つまり全体主義支配を経験したアーレントにとって、暴力批判は生涯のテーマのひとつであった。それゆえに彼女は、これまでの西欧政治思想における暴力と権力との結合を峻別し、権力に、人間の自由を保障する公的空間を存続させる重要な役割を与えたのである。われわれにとって、アーレントの権力論の可能性は、暴力なき政治（公的空間）を論じるうえで、欠くことのできないものである。

本報告では、自由と暴力の問題に真摯に取り組んだアーレントの「権力／暴力」対称論を中心として、W・ベンヤミンの暴力批判論を手引きとしながら、多義的な暴力概念を検討し、権力に潜む根源的な暴力性を克服するロジックを考察する。

しばしば、アーレントの権力論は、その政治観の「純粋性」ゆえに批判されることが多い。それらの批判のなかでもとりわけ重要な論点は、彼女の権力論は集団の合意形成、つまり、様ざまの意見・応答の協議過程における公共的理由の正当性根拠の蓄積を通じた、「内部的」な共同行為関係の自己構成を強調するあまりに、翻って、「外部」を生ぜしめてしまう危険性がある、というものである。この批判は、排除を否定する公的空間の理念からしても見過ごすことのできないものであるが、それにしても、アーレント自身が最も危惧した全体主義支配のテロルの暴力は、政治的目的から少しでも逸脱するものを内部の「敵」と見做して排除し、そして権力創出の可能性を悉く殲滅するものではなかったか。

すなわち、約束 *promise* (契約) の能力によって結ばれ、政治的な「同意された目的 *agreed purpose*」に向かって機能する公的空間は、果たしてどこまで複数の人びとを包摂することができるのか。約束せず、目的に同意していない人びとに対する、結集した団体の「主権の優位」は、これらの人びとに、目的達成のための圧倒的な暴力として機能してしまうことはないのか。全体主義的法則の指し示す「目的」に沿わない人間を排除するテロルの暴力性と、アーレントの権力論とは、政治的目的に沿った秩序の形成と維持という点に関して、親近性があるのではないか。さらに、政治的目的に対する「承認／不承認」が権力の維持を保障するのならば、彼女の権力論は、手段としての暴力への批判どころか、かえって「正当な目的のために、正当な手段が用いられる」というベンヤミンが指摘する「根本的教条 *Grunddogma*」の連関に絡めとられ、その思想的意義を果たせないのではないだろうか。やはり、権力と暴力を対立させたアーレントでさえも、その権力論は、端的に暴力を発動させてしまう契機を内包してしまっているのだろうか。

アーレントの見るところ、西欧政治思想において、「人間事象の脆さ」を克服し、人間社会に安定的な秩序を形成するために蓄積されてきた伝統的権力論自体が、実は暴力論として構成されてきたものであった。本報告では、それらを批判することで人間の自由を守ろうとしたアーレントの「権力／暴力」対称論を再考し、彼女の権力論、ひいては公的空間論の限界と可能性を考えてみたい。